

農地中間管理事業 の活用を!

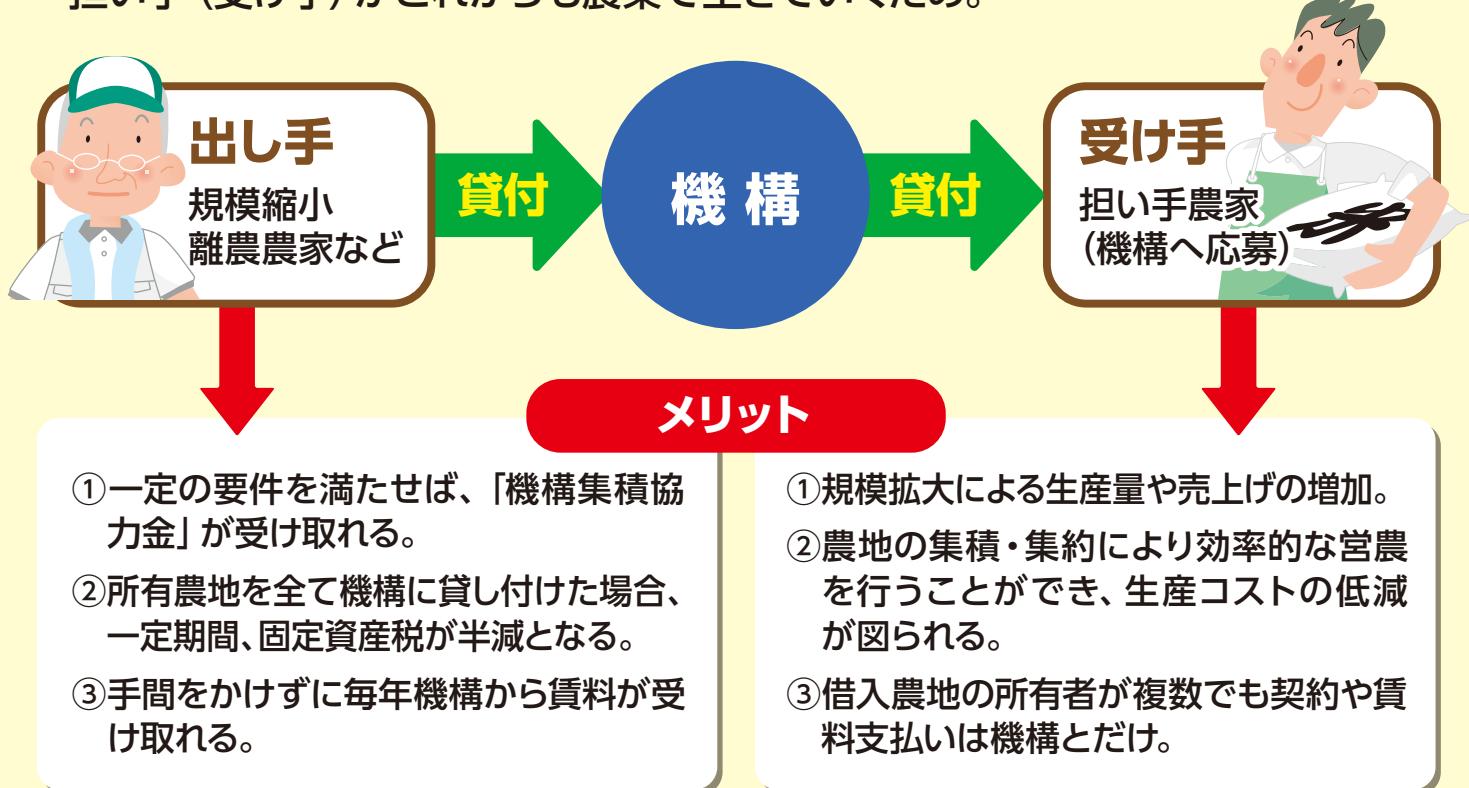


農地中間管理事業とは?

県指定の農地中間管理機構が農地を借り入れ、
規模拡大を目指す担い手に貸し付ける事業

何のために?

- ・耕作出来なくなった農地所有者(出し手)の安心のため。
- ・担い手(受け手)がこれからも農業で生きていくため。



問合せ・相談先

各市町村の農政担当課・農業委員会

〔 青森県農地中間管理機構 (公益社団法人 あおもり農林業支援センター)
☎017-773-3131 〕

事業の活用ポイント

農地を貸したい方（出し手）

- ①市町村の農政担当課や農業委員会にお申し込みください。
- ②対象となる農地は「農業振興地域」内の農地です。
(対象農地かどうかは、市町村で確認できます。)

農地を借りたい方（受け手）

- ①機構のホームページや市町村農政担当課にお申し込みください。
- ②機構のホームページで公表された方が借受け対象者となります。



借受者決定の手順

＜基本原則＞

農地の貸付先を決定する際には、次の点を留意します。

- ①借受者の規模拡大または経営の効率化につながるのか
- ②既に効率的・安定的な農業経営を行っている者への支障がないのか
- ③新規参入者が効率的かつ安定的な農業経営を目指せるのか
- ④地域農業の健全な発展に配慮した公平・適正な調整なのか

- 1 他の貸借制度から切り替えする場合は、基本原則②により、従来の貸付先を継続できます。
- 2 果樹園地については、基本原則④により、出し手の意向を踏まえた特定の貸付先（園地状況を熟知している縁故関係者等）とすることができます。

＜優先配慮＞

次の場合は、基本原則を踏まえた上で、優先的に貸付けされます。

- ①農地の集約化（連担化）につながる場合
- ②農作業受委託を農地の貸借に切り替える場合
- ③集落営農組織の構成員が、その集落営農組織に貸付ける場合
- ④基盤整備事業等の実施地区で換地計画どおりに相手に貸し付ける場合

なお、優先配慮以外は、青年等就農計画の実現性や経営している農地との位置関係、希望条件との適合性、地域農業への貢献度などを考慮して順位づけし、借受者を決定します。

※手数料がかかります。（借りる方は賃料の1%、貸す方は賃料の0.5%）